

1 議 事 日 程（第3日）

（平成28年第3回有田川町議会定例会）

平成28年9月20日

午後9時30分開議

於 議 場

日程第1 請願の審査報告について（請願第4号）

追加日程第1 発委第1号 介護報酬の緊急再改定を求める意見書の提出について

日程第2 議案第44号 平成28年度有田川町一般会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第45号 平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第46号 平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第47号 平成28年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第48号 平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第49号 平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第50号 平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第51号 平成28年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第68号 平成27年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第11 議案第69号 有田川町教育ゆめ基金条例の制定について

日程第12 議案第70号 有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

日程第13 議案第71号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第14 議案第72号 有田川町辺地総合整備計画の策定について

日程第15 議案第73号 平成28年度有田川町金屋文化保健センター大規模改修工事（建築）の請負契約について

日程第16 議案第74号 平成28年度有田川町金屋文化保健センター大規模改修工事（電気設備）の請負契約について

日程第17 議案第75号 平成28年度有田川町金屋文化保健センター大規模改修工事（機械設備）の請負契約について

日程第18 議案第76号 財産の取得について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第20 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第21 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第22 議員派遣の件

日程第23 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
5 番	森 本 明	6 番	殿 井 堯
7 番	佐々木 裕 哲	8 番	岡 省 吾
9 番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
12番	新 家 弘	13番	湊 正 剛
14番	増 谷 憲	15番	橋 爪 弘 典
16番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

11番 中 山 進

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6 番 殿 井 堯 12番 新 家 弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	早 田 好 宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教 育 委 員 長	堀 内 千佐子	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 一ツ田 友 也 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（佐々木裕哲）

おはようございます。

11番、中山進君から欠席の届けがありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第4号）……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第1、請願の審査報告についてを議題といたします。

請願第4号として、介護報酬の緊急再改定を求める請願書が、平成27年第4回定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、小林英世君。

○総務文教福祉常任委員長（小林英世）

委員長報告を行います。

請願第4号、介護報酬の緊急再改定を求める請願書が、平成27年第4回定例会第1日目において、当委員会に付託されておりました。

去る9月9日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審議をいたしました結果、意見書の提出については賛成多数で採択すべきものと決定しました。十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。委員長報告は採択です。採択に反対の方からお願いします。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

次に、採択に賛成の方、お願いします。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本件は採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 9 時 3 4 分

再開 9 時 3 5 分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

お諮りします。ただいま、総務文教福祉常任委員長から、発委第 1 号介護報酬の緊急再改定を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

発委第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第 1 発委第 1 号……………

追加日程第 1、発委第 1 号、介護報酬の緊急再改定を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、小林英世君。

○総務文教福祉常任委員長（小林英世）

発委第 1 号、介護報酬の緊急再改定を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護報酬の緊急再改定を求める意見書案。

2015 年 4 月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引き下げとなった。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算や介護職員の処遇改善加算が設けられたが、全体としてはかつてない大幅なマイナスとなっている。改定の影響は全ての業種に及んでいて、特にデイサービス、特別養護老人ホームでは、マイナスによる影響は大きい。

誰もが安心して利用できる介護制度を実現するために、下記事項について要望する。

記。1. 介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供し、利用者及び家族が安心してサービスを受けられるよう、介護報酬を大幅に引き上げる緊急再改定を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 20 日。和歌山県有田川町議会。

意見書提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（佐々木裕哲）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第 2 議案第 4 4 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 2、議案第 4 4 号、平成 2 8 年度有田川町一般会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 3 議案第 4 5 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３、議案第４５号、平成２８年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第４ 議案第４６号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４、議案第４６号、平成２８年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第５ 議案第４７号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第５、議案第４７号、平成２８年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

１４番、増谷です。

議案第４７号について質疑をさせていただきます。

歳出の１３ページに非常勤職員報酬１０６万円余りが予算化されていますけれども、この内容について簡単に、まず御説明いただけますか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、包括的・継続的マネジメント支援事業と申しまして、今回、主に要支援の１、２の軽度の方を自立に導くための事業としまして、県のモデル地域として選定されました。

現在、ケアマネが作成しておりますケアプランにつきまして、県からリハビリ専門職等の派遣支援を受けまして、より自立に向けたケアプランの作成に取り組みたく考えてございます。このための会議資料の作成や支援計画のチェック等、事務量が増加するために非常勤職員の１名を雇用いたしたく計上させていただきました。

御理解いただきたく、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

１４番、増谷です。

再度お聞きします。今、介護保険制度の給付費が膨らんできて、サービスも膨らんできている中で、介護をなるべく抑制して、介護給付費を減らしたいという大きな前提がありますよね。特に、要支援１、２はお世話型サービスと言われまして、できるだけそういう方々を自立できるように、元気にしていくという、指導していくというお話だったと思うんですが、ただ私、心配するのは、専門家が集まってするというところでありますけれども、しかし自立に向けての取り組みが往々にして強制力というところからおかしいんですけども、強引なやり方にならないように配慮していただきたいと思うんです。要支援１、２といってもさまざまな方がおられて、状況も違いますので、その点、本当にその方の状況に応じて進めていただきたいと思うんですが、その点、柔軟な対応も含めてできるのかどうか確認しておきたいと思います。いかがで

すか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

お答えいたします。

努めてそのように、ケースバイケースで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第48号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第6、議案第48号、平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第49号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第7、議案第49号、平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第50号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第8、議案第50号、平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 9 議案第 5 1 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 9、議案第 5 1 号、平成 2 8 年度有田川町水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 0 議案第 6 8 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 1 0、議案第 6 8 号、平成 2 7 年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、橋爪弘典君。

○決算審査特別委員長（橋爪弘典）

1 5 番の橋爪です。

委員長報告を行います。

去る 9 月 7 日の本会議において付託されておりました、議案第 6 8 号、平成 2 7 年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定の件について、9 月 1 3 日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長ほか課員 3 名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

1 1 ページの水道事業報告書に記載の平成 2 7 年度における水道事業の業務概要に

つきましては、給水件数が6,402件で、104件の増加で、率では対前年比1.7パーセント増加し、また、給水人口は1万6,048人で、昨年度から139人の増加となりました。総有収水量は前年度に比べ3万8,000立方メートル増加し、211万8,000立方メートルと、対前年度比1.8パーセント増加しております。

また、平成27年度の収支状況は、3ページの損益計算書にありますように、当年度純利益が1億1,330万2,000円で黒字決算となり、前年度の繰越利益剰余金及びその他未処分利益、剰余金変動額を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は、2億9,948万7,000円となりました。

営業収支の内訳については、16ページ、17ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項にありますように、給水収益などの営業収益が前年度より、973万8,000円の増収となり、営業費用については、前年度に比べ1,347万4,000円減少、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、2,321万2,000円の増益となっています。

1ページの決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的な事業については、支出に対し収入が1億9,983万3,000円不足しましたので、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填しております。

また利益剰余金の処分については、5ページの剰余金処分計算書案は、資本金に1億4,200万円を計上し、減債積立に3,200万円、建設改良積立に1億2,000万円を積み立て、残りは翌年度へ繰り越すことにしております。

続いて企業債についてですが、25ページの企業債明細書にありますように、平成27年度の償還金については、当該年度償還高は、7,027万3,000円でした。平成27年度末の企業債未償還残高は、7億4,653万1,000円と、昨年度に比べ7,027万3,000円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものです。

次に、28ページの経営分析表を見ますと、12番に記載されています供給単価は165円74銭で、13番の給水原価の127円45銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており、経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施し、有収率を高い水準で維持するよう要請しております。

次に、未収金についてですが、水道料金の滞納は水道利用者全体に負担をかけ、公平公正の観点からも、断固たる態度で未収金回収のために、給水停止を含め厳正な対応で臨んでいただきたいと思います。

最後に、水道使用料に関する検証をお願いするとともに、災害時の対応も含め、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを担当職員に要望いたしました。

以上が審査の経過であります。平成27年度有田川町水道事業会計の決算について

ては、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。よろしく御審査の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木裕哲）

以上で委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定するものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第１１ 議案第６９号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１１、議案第６９号、有田川町教育ゆめ基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 7 0 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 1 2、議案第 7 0 号、有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1 4 番、増谷憲君。

○1 4 番（増谷 憲）

1 4 番、増谷です。議案第 7 0 号について質疑をさせていただきます。

1 つは地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画をつくりますが、県の単独か、県と市町村が共同してつくることになっています。特に拡充型事業の対象地域は人口規模が地域全体で 1 0 万人以上の経済圏であることや、昼夜人口比率が著しく低くないこと、人口当たり事業所数が著しく少くないこと、また 3 0 分以内にアクセスできる大学、高等専門学校、研究施設があり、研究開発に係る一定の環境が整っている地域となっています。また、災害に関してですが、水があふれたり、浸水、津波、高潮などにより災害等の区域を含まないこととなっています。こういう条件を考えますと、有田川町もしくは 1 市 3 町で計画に入っているのかどうかお聞きし、また現実に企業が当町に誘致される、また来る可能性があるのかどうかという点であります。これが 1 点目。

2 つ目に、誘致した企業の撤退を防止する措置やペナルティーがあるのかどうか伺いたいと思います。

3 つ目に不均一課税を行ったら、その減収分として普通交付税による措置となっておりますが、交付税の本来計算方法から言いますと、本当に入っているかどうかの確認はなかなか担当部署で難しいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。以上、3 つについて伺います。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

それでは増谷議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、1 点目、有田川町もしくは 1 市 3 町は計画に入っておるかという質疑でございます。1 市 3 町、計画に入っております。

それと、現実に企業が当町に来る可能性はという御質疑ですけれども、かなり現実味は少ないと思っております。

それから、2 点目の、誘致した企業の撤退を防止する措置やペナルティーがあるかという御質疑に対しまして、措置、ペナルティー等は科しておりません。

それから、3 点目の交付税の算入につきましては、不均一分の 7 5 % を交付税にて

措置していただけることお聞きしております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

こういう条例がつくられたものの、結局、私たちのまちの状況から考えて、今の部長の答弁では、来る可能性が低いということで、じゃ、何のための条例かとなってくると思うんですよ。やっぱりこういう条例というのは、都市部型の条例にしかならないと思うんですが、仮に来るということを前提にして、有田川町で見た場合、拡充型と一般型と、どの地域が入っているか示していただきたいと思うんですが、部長、お答えできますよね。お願いします。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

御質疑にお答えいたします。

まず、地方活力向上地域、これは移転型になります。これからちょっと、大字三田地区、それから大字の清水地区、それから大字久野原、そして、大字熊井、大字奥、それから大字吉見、大字土生、西丹生図、大字徳田、この地域が移転型の地域になってございます。

それから、拡充型につきましては、有田川町の大字熊井、それから奥、そして大字吉見、それから大字土生、それから大字西丹生図、大字徳田、それから大字修理川、この地域の細かくは各小字、そして地番ということで、ちょっと読み上げるとかなり多くなりますので、それで御了承願いたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質疑をさせていただきます。この条例をもとにして、基準にしてというか、当てにして、実際企業からの呼びかけ、話があったかどうか、町長に伺っておきたいと思うんですが、今までありましたか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

現在のところ、呼びかけはございません。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第70号について反対の立場から討論させていただきます。

この内容については、先ほども質疑を少しさせていただきましたが、大きく言えば、大きな企業を地方に誘致するために、固定資産税の軽減措置を図るための条例制定がありますが、東京23区にある本社機能を地方に移転することや、地方でも本社機能を拡充する事業者が、それぞれ3年間、税の優遇措置が受けられるというものであります。地方移転できる事業者は他の業者と比較して相当な規模と資本力があります。地方移転の場合は過半数の従業員が23区から転入する条件となっています。地方での企業が本社機能を拡充する場合は、事業所の増床が条件となります。どちらの場合も減額される固定資産税に対して、国が3年間交付税措置し、減税するものであります。

これには誘致した企業の撤退等を防止するための措置やペナルティーが、先ほどの答弁のとおり示されていません。過去にも三重県の亀山市は県と一緒に数億円を出してシャープ企業を誘致しましたが、数年で撤退され、補助金の返還を求めることまで起こっています、こういうことを縛る措置がありません。しかも、これは工場や事業所の廃止や撤退等に伴い、解雇が容易な地域限定社員の普及拡大を目指す政府の動きとも連動していることも懸念されます。本来、地域再生法による、地方の事業者の本社機能拡充の優遇措置は、先ほど部長からも示されたように、清水地域の本当に願っている地域へ来られる内容にすべきでありますし、そしてそこで働く人たちの支援を進める施策の充実、強化が最優先にされることが求められているのではないのでしょうか。本当に地方の再生と活性化につながるものにしなければならないと思います。そういう点で、この条例案については、そういうものになっていないということで反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１３ 議案第７１号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１３、議案第７１号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１４ 議案第７２号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１４、議案第７２号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１５ 議案第７３号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１５、議案第７３号、平成２８年度有田川町金屋文化保健センター大規模改修工事建築の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１６ 議案第７４号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１６、議案第７４号、平成２８年度有田川町金屋文化保健センター大規模改修工事電気設備の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（佐々木裕哲）

６番、殿井堯君。

○６番（殿井 堯）

この請負契約について、ちょっと、いささか不審な点がございますので、お伺いします。

昨今の一般質問でも、部長に流れを聞いて、コンサルまで行く流れはいかがなものかという、全体の流れを聞いたわけなんですけれども、その流れを踏まえて、ここに町長の提案理由というのがございそうですね。だから、議員各自はこの中身の内容というのは説明されていないんで、議案のとおりになっていると思うんですけど、この内容

は議案の中身にはなっていません。議案書は、今、言われた74号ですか、議案書を見てもらえば、11社の指名になって、11社の請負、競札になっていますね。これ、まず町長からお伺いしましょうか。議案書は11社になっていますけども、実際、入札へ参加された業者は、6社辞退ということは、5社ですね。それに議案書の74号では11社になっていますね。だから、これ、入札自体の内容を知らん人は多分、議員はわからんと思うんです。11社で入札されたと思うんですけど、もう入札する前に既に6社、辞退。先日、部長に流れを聞いて、どういう流れになっているのか、この件も確かめる要素があったんで、聞かせてもらったんですけど。だから、我々は11社で74号の請負をしたという解釈を当然しますね、議案書でそうなっているんですから。だから、指名通知をいった場合に、指名通知がいつから。

〔不規則発言あり〕

○議長（佐々木裕哲）

続行してください。

○6番（殿井 堯）

どこまで言ったか忘れました。だから、議案書というものは事実でないといかんです。我々、そのために議員が質疑で、今、現在やっているように、その議案に対して質疑をして、我々、賛成か不賛成かということなんです。だから、これを見たら、これだけと違いますよ。ひどいときなんか、13社指名で、ここにあるんですけど、10社辞退。そやけど議案書では13社って通ってきているんです。ということは、議案書は一番、町長の提案の理由を見たら、一番、議案書というのは大事な中身なんで、その中身に偽りがあることを議案に出して、我々議員が賛成って。当然、議案書に6社辞退、残り5社で請負業者を行ったって表示してもらえれば、議員全部が内容もわかりますけど、11社って書かれたら、前の73号も3社辞退。次の議案も3社辞退。そやけど、議案書では全部の議案書を通ってきていると。提案の理由も請負業者に対しての議会承認ということで、指名メンバーに対しての議案書と違います。だから、請負した、入札した価格の請負業者ということは、5社しかないんです、この74号は。その点、ちょっといかがですか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、この電気工事については11社指名したんですけども、残念なことに6社、棄権されました。この指名に当たっては、指名の資格審査委員会というのを開いていただいて、指名に入れられるかどうかという審査をやってもらって、それから決めるわけなんですけれども、ある程度、指名していかと、欠席する前提と違いますけれども、もし欠席された場合は、非常に少ないところで入札せんな

んということで、今回も11社指名させていただいたんですけども、残念なことに6社欠席ということで辞退されています。それぞれの理由はちゃんとつけて、届けは出てきてくれるんですけども、一遍、せっかく指名させていただいたのに、欠席されたということは非常に残念に思うし、やっぱり今後、そういう方については何かペナルティーも考えていかなあかんのかなという考えを持っております。

多分、殿井議員がおっしゃるのは、11社もみんな知らんの違うんかと、資料として11社出させてもらっていますんで、参加したとか、辞退したという資料を出していませんので、今後はそういう資料についても、多く辞退されるようなことになれば、議員さんにもお知らせさせていただこうかなと思います。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

別に5社しかなかったても、2社さえあったら入札できますんでね。だから、6社、辞退しました。辞退するときに、町のほうへ指名審査委員会というのは、7月26日に行っております。だから、7月26日に、今、町長が答弁されたように、指名審査委員会を行って、それから工事発注の2週間前、閲覧期間が2週間欲しいんで、業者に通知するんです、入札通知を。そうですね、この間の説明でそうでしたね。だから、閲覧期間が2週間ある。その前に、入札する前に、指名業者を行った業者に辞退届、これはこの6社を必ず辞退届は役場へ届いています。入札する前に。どういう理由でこの件に対して入札を辞退しますかという理由を書いて、全部、その理由もここに持っています。その理由も、早いところなんかは指名通知が届いて、3日、4日ぐらいたったら、辞退届が出ています。ということは入札する前にもう辞退ということはわかっているんです、役場のほうは。わからんということはない。辞退届が届いているんやから、入札するときには。だから、何でそのときに届いていながら、議案書へは何で11社を載せておくんですか。議員各位、その議案書を見て11社で入札されたとは思いませんか。だから、僕が言っているのは、改めてもらったらいいんですけど、そやけど今までここに一番ひどい。僕、こんな怪訝のあるやつは皆、とって、一番ひどいやつは13社入札して、それも大手、スーパーゼネコン、清水、大成とか、鹿島とか、そういう会社が指名して、10社辞退。これも13社、議案書に載ってくるんです。議員は13社で競争入札されたと理解しますね。これ、そんな曖昧な議案書で、悪い言葉で言ったら、議員は知りませんね。今回の場合も11社やと思い込んで、そのうち6社も辞退、5社で入札。5社やったら正当に入札できるんやから、辞退って議案書へも載せやんか、辞退した業者を。5社で入札っていうふうを書くか、それとも指名は11社しましたが、6社辞退というような、入札の辞退と書いています。だから、このとおりで書かれて、ここの右側を今、ふさいで議案書へ上げているんで

す。この辞退を正確に報告して入札をするかというような、議案書はまやかし。まやかしではないけども、事実、そうになっていませんか、我々議員としたら。それやったら簡単なことで、ここら、一応、辞退なら辞退というふうに。だから、資格審査委員会を開いたときに、資格がある業者を11業者指名しました。だけど、辞退が6社。また指名審査委員会の資格をやったんですけど、6社辞退しましたということを議案書へ載せてもらわんと、議員側は全くわからんということです。だから、この点に対してどういう理由で辞退を議案書へ載せないか。ここらをちょっと聞かせてください。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

議案書については、入札の議案書、そのとおりです。これは資料としてつけさせてもらっています、11社の名前。この人らを指名しましたということで載せさせていただいております。ただ、おっしゃるとおり、入札の時点でわかっているのと違うんかといったら、確かにわかっていました。今後、辞退された業者については、これは辞退しましたということで必ず載せさせてもらうようにしたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

そうしてもらえばいいんですけども、これ、辞退ということだったら辞退でそれでいいのと違います。これは、まず聞きたいんですけど、町長の提案の理由を見たら、工事の請負者の何ぼで落として、議会承認をしてほしということでしょう。指名のメンバーはもう過去のこと。指名メンバー11社を書く必要はないんです。5社でということで、それなのに審査委員会で11社指名したというのは、それ以後11社指名した以後6社欠席。だから、議案書では残りの5社で請負業者ということで、11社でしていないんやから、この報告を見たら我々議員、11社にとりません。それだけのことなんで、別に責めているのと違います。そやけど、それやったら指名は指名で、別の資格審査委員会を開いて指名してもらうのは結構です。でも、辞退しているんやから、入札の参加資格を持って、議案書へは5社でなければ、11社ということは議会に対していささか不信感を持つというんですけど、今後、改めてもらって、どういう方向で今後議会へ、5社なら5社、その辞退を省いて議会へ上がってくるやつは議案書は正確な業者の何社かということで上げてもらえる約束をしてもらえれば、この質疑を終わります。だから、指名しているのは指名します、11社で。そやけど、この議案は何社でやっているかという報告なんでね。指名メンバーは11社、そやけど入札したのは5社なんやから、11社入れるんは我々議員としたら、おかしいん違うんかというのは当然と違いますか。だから、今まで、こういうケース、部長ね、この間経緯を説明してくれたけど、終わりかけてたのに、また火ついてきた。ごそごそや

っているさかい。また、再確認でやりますよね、部長。やっぱり議会へ通す議案なんだから、ほんまのことを言わんと、今まで、何百とありますよ、そういう何は。だから、その都度、その都度、ええかなと思ったけど、今回、一応、一般質問をやったんで、その経緯はどうするということは部長からも答弁をもらったんで、改めてやるんです。だから、今後、別に変えてやれと言うんと違うよ、正直に5社なら5社、別に11社なくてもできるんやから。2社あったらできるんですよ、入札というのは。その点、もう最後の質疑になりますんで、その点、今後どうするということを、この議会でするようお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

はい、お答えしたいと思います。

意図的に隠そうと思ってそういう方向でやったんと違います。ただ、おっしゃっており、入札自体は5社でやったんと違うんかということであります。そのとおりであります。印刷するとき、入札までにこれをつけていかなんだらあかなんだんか、そういうのはわかりませんが、今後、全員協議会のときは必ず、何社でやったとか正確な数字の報告を議員みんなにさせてもらうようにしたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井議員、それでよろしゅうございますか。

○6番（殿井 堯）

質問、3回で終わりやろ。もう1回させてくれるの。

○議長（佐々木裕哲）

もう3回で終わりですので。

○6番（殿井 堯）

結構ですよ。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はございませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

73、74、75をひっくるめての話になるんで、やっぱり指名とか、入札、コンサルから、非常に大事なことを思うんやけど、もう1つ、約5億円を平成28年度の当初で雨漏り、金屋の文化保健センターがすると。それでということは載せてくれたと。説明も受けた。そしたら、ぽんとこの9月議会に上がってきて、どのような形で取り組むんなどということの中で、1番が雨漏りが、約20年ほどで雨漏りがするんやと。その原因はどんなんなどか、その話も3月の当初では聞いているわけ。次に、冷暖房も、2階の大ホールが効かんと、外は効くんやけど、待合のところは効く、中

が効かんのやという、こういうような話。そのときにも質問もして、今度、また同じことを聞いてんけども、あんたら、今の指名やないけど、11社いて6社なんやけども、要はぼんと出したらしまいやと。この前も当初で予算のときに出してたけど、今度はもう約5億円ほどのやつが機械とか全部が75ぐらいで落ちたんでと言うても、1億円からの金額が計上されて、今回でも3億1,800万円強の、3つでの案件になっていると。もう1回、聞きたいのが、今、建築して、何が原因でこういうふうな改修せんなんようになつたかんかな。いろいろ自分らでも設計屋さんと話しながら、安心、安全な、雨漏りも直して、今後、半永久的にというのか、何年ぐらいの寿命を、この元入れたんでできるんやと。

それと、もう1つが、平成6年中に、ここ5年前後に吉備庁舎が建って、そのときに最高な省エネの冷暖房を竹中工務店とダイキンと共同でやりますと言うたり、機械で言うたら、エレベーターなんかでもいろいろな形も取り組んできていると、その中で。これはある程度、できるだけ安くするために、せんとこもあるんよとかいう話をするけど、直すときはきちっと必要なもんは直さんなと。直さいでもええとこは直さいでもええんやから、どんだけ持つんやと。そのぐらいの、この前から、当初、この前に全員の予算説明会、委員会ってもう3つ聞いているんで、部長もぼんとわかっていると思うんで、部長でどういう流れで、これはこれだけ元を入れたら、今後どのぐらいの安心期間があるんやと、まあいや、瑕疵担保で10年間とるんやとか、そのぐらいの話を、大きいことやさかいに。やっぱりその点を、元を入れたわ、検査済んだら、また雨漏りするわというようなことのないような形の。工事中は当然そうやで、工事中はそれ以上上げるっていうて、ちょこちょこ上がるけど、そんなことはもってのほかであって、ただ、これだけ投資したら、どれだけでもつんやと、自信を持って御答弁いただきたい。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ただいまの亀井議員さんの御質疑に答弁させていただきます。

今回の文化保健センターの改修につきましては、雨漏りの改修、または受電設備の老朽化による改修、そしてまた空調設備が老朽化したことで効かなくなっているということがメインで改修することから始まりました。その結果、雨漏りの改修でありますとか、耐震化に耐えられない部分というのが出てきまして、文化ホールの天井の改修、またはエレベーターの耐震化、そして空調設備の改修ということでやらせてもらっております。

今回の改修に当たりましては、空調設備におきましては、大体15年から20年程度、その他の施設につきましても大体、今後20年は使えるというふうな形で取り組んではおりますけれども、特に雨漏りについては保証ということはございませんけど

も、業者についての瑕疵等があれば、その都度直していただくというふうな形で、当方としましては、大体１５年から２０年はもつようにということで取り組んでおります。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

１６番、亀井次男君。

○１６番（亀井次男）

一遍、この件について大体どういう形で流れていったのか、副町長に説明していただいて、もう終わりますんで。取り組みから今までの経緯について。

○議長（佐々木裕哲）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

亀井議員の御質疑にお答えします。

この文化保健センターは平成６年に建設されました建物でございまして、大変建物自体のグレードも高い、立派な施設で、多くの町民、町外の方からも御利用いただいているわけでございます。

このたび、提案させていただきましたのは、経年劣化によりまして、大変補修箇所が出てきております。今後、これについて、この文化保健センターを、また２０年先まで皆さんに愛して、使っていただける、こういう施設に今、改めて改修したく提案した次第です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１７ 議案第７５号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１７、議案第７５号、平成２８年度有田川町金屋文化保健センター大規模改修工事機械設備の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１８ 議案第７６号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１８、議案第７６号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１９ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第 20 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 20、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第 21 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 21、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第２２ 議員派遣の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２２、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第２３ 議長への委任について……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２３、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成２８年第３回有田川町議会定例会を閉会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 10時38分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長 佐 々 木 裕 哲

6 番 議 員 殿 井 堯

1 2 番 議 員 新 家 弘